

## No. 4 一般廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

### 議第 1335 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

名 称	瀬谷グリーンリサイクルセンター	
位 置	瀬谷区阿久和南三丁目 38 番 2	
敷 地 面 積	1398.34 m <sup>2</sup>	
用 途 地 域 等	市街化調整区域	
施 設 概 要	構 造	鉄骨造
	主 要 用 途	一般廃棄物処理施設
	建 築 面 積	721.60 m <sup>2</sup>
	延 床 面 積	698.04 m <sup>2</sup>
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設 木くずの破砕・選別施設 183 t/日
	建 築 主	名称 株式会社リテック 住所 都筑区池辺町 1588 番地
	運 営 主 体	名称 株式会社リテック 住所 都筑区池辺町 1588 番地

(内容)

本事業者は、剪定枝、伐採木等のリサイクル事業を行っており、2つの工場（都筑区、座間市）を有しています。

今回、横浜市内の木くずを都筑区の工場と本施設に分散し、より効率的に収集・処理すべく新たな施設を設置します。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づき当該施設の設置の許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 市街化調整区域で、風致地区等の指定のない位置に立地していること
- 2 幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことのできる十分な幅員を有しており、かつ、施設への搬出入車両は、周辺交通に支障が生じないよう対策を講じていること
- 3 騒音・振動源となる設備を建築物内に設け、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準を満たす結果となっているなど、周辺環境に配慮した計画としていること
- 4 隣接地の所有者等に事業内容を説明し理解を得ていること